

# 役員退職慰労金支給規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

# 役員退職慰労金支給規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

(目 的)

第1条 この規程は、常勤役員退職慰労金に関し、必要な事項を定める。

(退職慰労金の額)

第2条 退職慰労金の額は、退職時の本給月額に0.25を乗じた額に在職期間(月数)を乗じた額とする。

なお、退職者の業績により、算定額の10%を限度として加算又は減算することができるものとする。

(在職年数の計算)

第3条 前項の計算における1ヶ月未満は、1ヶ月とする。

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、法令等に基づいて控除すべき金額を控除した残額を本人に支給する。

(役員死亡の場合の支給)

第5条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に定める順位により遺族に支給する。

(端数の計算)

第6条 退職慰労金の額の計算において、算出額の1万円未満の端数は、四捨五入とする。

## 附 則

1. この規程は、平成23年4月1日より実施する。なお、旧社団法人電子情報技術産業協会の役員退職慰労金支給規程は、廃止する。